

平成22年9月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第3845号 破産債権査定異議事件

口頭弁論終結日 平成22年7月12日

判 決

原 告

訴訟代理人 弁護士

同

同

同

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

東京都千代田区有楽町1-6-4 千代田ビル6階 日比谷見附法律事務所

被 告

破産者株式会社あいであ

・らいふ破産管財人

五十嵐 啓 二

訴訟代理人 弁護士

高 島 希 之

同

飯 嶋 康 宏

同

木 下 い ず み

同

堀 川 裕 美

主 文

- 1 東京地方裁判所平成20年(フ)第23138号債権査定申立事件について、原告の届け出た損害賠償請求権(債権者番号383, 枝番号4)及び遅延損害金(債権者番号383, 枝番号5)の額をいずれも0円と査定した同裁判所の決定を、損害賠償請求権(債権者番号383, 枝番号4)の額を60万円, 遅延損害金(債権者番号383, 枝番号5)の額を4万7298円とそれぞれ変更する。
- 2 訴訟費用はこれを5分し, その2を原告の, その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

原告の届け出た損害賠償請求権（債権者番号383，枝番号4）及び遅延損害金（債権者番号383，枝番号5）の額をいずれも0円とした破産債権査定申立てについての決定を，損害賠償請求権（債権者番号383，枝番号4）の額を100万円，遅延損害金（債権者番号383，枝番号5）の額を7万8830円とそれぞれ変更する。

第 2 事 案 の 概 要

原告は，破産者株式会社あいであ・らいふ（以下「破産会社」という。）の破産手続において，不法行為に基づく損害賠償請求権及びこれに対する遅延損害金請求権を破産債権として届け出たが，被告がこれらに異議を述べたことから，破産債権査定申立てをしたところ，裁判所は，これらをいずれも0円とする決定をした。本件は，同決定に不服がある原告が提起した破産債権査定異議の訴えである。

1 前提事実（当事者間に争いがなく，又は証拠（甲3，9，10）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 破産会社は，昭和49年に設立され，図書・出版物の企画，発行及び販売等を目的とする会社であり，雑誌「月刊頭で儲ける時代」を編集し，発行していた。

(2) 原告は，平成16年ころに破産会社の発行する「月刊頭で儲ける時代」誌の年間購読を開始した。

(3) 破産会社は，原告に対し，平成19年6月10日発行の「月刊頭で儲ける時代」臨時増刊号（以下「本件雑誌」という。）を送付した。

本件雑誌には，破産会社の代表取締役嘉藤慎哉を執筆者名義とする次のような内容の記事（以下「本件記事」という。）が掲載されていた。

ア 私が作ったトレードチェック・システム株式会社（以下「トレードチェ

ック」という。)がインターネット上で物々交換をするサイト(物々交換ネット)を運営している。

イ 上記物々交換のシステムは、金が儲かるだけでなく、地球環境にも貢献するものであって、世界を変えるようなものである。

ウ 私は、トレードチェックの増資を提案し、賛同を得たので、本件雑誌購読者から出資を募ることとした。

エ 1口(1000株)の出資(20万円)に対して、3年目には44万4444円の配当が見込まれ、上場時のキャピタルゲインは600万円が予測される。

オ 私と一緒に世界を変えながら、同時に巨額の経済的利益も手に入れましょう。口数に限りがありますゆえ、お申込みはお早めに・・・!

(4) 原告は、上記(3)の勧誘に応じ、平成19年6月19日、5口100万円の出資をした。

(5) 破産会社は、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)の規定による証券業の登録をしていなかった。

(6) トレードチェックは、その後配当をすることも、上場することもなかった。

(7) 破産会社とトレードチェックは、平成21年1月16日、破産手続開始決定を受けた。

(8) 原告は、破産会社の破産手続において、破産会社に対する不法行為による損害賠償請求権(100万円)及びこれに対する原告の出資の日(平成19年6月19日)から破産手続開始決定の前日までの民法所定の年5分の割合による遅延損害金請求権(7万8830円)を破産債権として届け出たが、被告は、これらに異議を述べた。原告が破産債権査定申立てをしたところ、裁判所は、これらをいずれも0円と査定する決定をした。

2 争点(破産会社の不法行為責任)

(1) 原告の主張

破産会社が本件雑誌を通じてしたトレードチェックの新株発行についての勧誘は、次の理由により、不法行為である。

ア 破産会社は、旧証券取引法の規定による証券業の登録を受けずに、未公開株式の勧誘を行ったが、これは3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科がされる犯罪行為である。

イ 破産会社が勧誘をした時点におけるトレードチェックの株式の客観的価値は、募集価格（1000株につき20万円）を大きく下回るものであった。

ウ 新株引受けの勧誘を行う業者は、投資者の判断を誤らせないように、投資者に対して投資内容を十分理解し、自己責任において投資判断ができるための情報を積極的に提供し、投資者の知識、能力等に応じ、投資者が理解できる程度の説明をすべき義務があるが、破産会社は、本件記事に将来の過大な収益予定を記載しただけであって、トレードチェックの株式の価値を正当に判断するための資料がほとんどないのであるから、破産会社は、投資者に対する説明義務を尽くしていなかった。

(2) 被告の主張

次の理由により、破産会社の原告に対する不法行為は成立しない。

ア 旧証券取引法に基づく証券業の登録をしないでされた営業は、経済統制法上は違法であるが、個々の投資者との関係で直ちにこれが不法行為になるというわけではない。

イ トレードチェックは、平成4年以降現実に企業活動の実績を有し、これまでもたびたび増資を行ってきた会社であり、原告の拠出した金銭も実際にトレードチェックに払込みがされている。

本件記事には平成18年6月30日時点のトレードチェックの貸借対照表が掲載されており、これを見ると、トレードチェックが同日において既に債務超過状態にあることが分かる。

そうすると、トレードチェックは、債務超過であったものの、計画されたインターネット事業の成功により上場を期していたのであり、原告が応じた増資は、インターネット事業が成功しない場合におけるリスクも開示された上で募集されたものということができる。

第3 当裁判所の判断

1 破産会社の不法行為責任について

- (1) 上記前提事実によれば、①破産会社は、旧証券取引法に基づく証券業の登録をせずに、トレードチェックの新株発行について、本件記事を通じて不特定多数の本件雑誌の読者に対して1000株（20万円）を1口とする出資の勧誘を行ったこと、②本件記事には、トレードチェックに出資することにより多額の金銭的利益が得られるとともに、地球環境の改善にも貢献できる旨の株主となることについての有利な面だけが殊更強調され、出資に伴うリスクについての言及がないこと、③本件記事には、この有利なトレードチェックの株式に出資ができる者は本件雑誌の読者に限られ、しかも募集数に限りと記載されており、読者に希少性のある株式購入の意欲をかき立てるものであることが認められる。これらの事情に加えて、本件雑誌発行当時、トレードチェックが増資による事業拡張により会社としての発展が見込まれ、又は上場が可能となるような状況にあったことをうかがわせる証拠がないことにかんがみると、破産会社が本件記事により行ったトレードチェックの新株発行の勧誘行為は、企業としての実体が存しないトレードチェックに対する出資金名下に、将来有望な会社に投資をするものと誤信した原告から金銭を騙し取った故意による詐欺行為であるとまで認めるに足りる証拠はないが、投資の実体について殊更に出資者に有利な情報のみを強調し、リスクを説明せず、投資意欲をあおるといふ投資勧誘者に必要な注意義務を怠った不法行為に該当することが明らかである。

被告は、本件記事中にトレードチェックの平成18年6月30日時点の貸

借対照表が掲げられていることから、これを見れば同時点でトレードチェックが債務超過状態にあることが分かるので、必要なリスクが表示されている旨主張する。しかしながら、同貸借対照表は、本件記事中の「物々交換ネットシステム図」との表題の図表のみを掲げる頁に1頁の4分の1ほどのスペースを取って掲載されているだけであって、補足的な説明は何ら加えられていないのであり、本件記事のそれ以外の箇所がトレードチェックが展開するインターネットによる物々交換事業の画期的な利点と高い将来性だけを強調する記述に終始していることからすると、本件記事を読む一般読者が当該貸借対照表を見てトレードチェックに対する投資のリスクを読み取ることはおよそ期待できないというべきである。被告の主張を採用することはできない。

(2) 以上によれば、原告は、破産会社に対し、原告の主張に係る不法行為による損害賠償請求権を有していたとすることができる。

(3) 損害額について

原告が破産会社に対して不法行為による損害賠償請求権を有することは上記のとおりであるが、①本件記事は、上記のとおりの内容であるが、トレードチェックが実施するインターネットによる物々交換事業が画期的で多額の利益をもたらすものであるということについて、その裏付けになるような事実ないし情報がほとんど記載されていないこと（甲3）、②原告がそのような本件記事を読んだだけで、他に何らの調査も、情報収集もせず、100万円の出資を決めていることにかんがみると、原告にも相応の落ち度があったといわざるを得ない。これは、原告が他に破産会社に対して匿名組合を通じた出資をしているという事実によって左右されるものではない。

本件において、原告が破産会社の不法行為によりトレードチェックに出資したことについては、原告にも4割の過失があったと認めるのが相当である。

したがって、原告の破産会社に対する損害賠償請求権は、60万円及びこれに対する原告の出資の日（平成19年6月19日）から破産手続開始決定

の前日（平成21年1月15日）までの民法所定の年5分の割合による遅延損害金請求権（4万7298円。閏年を含んだ577日分）の限度で認めるべきである。

2 結論

以上によれば，破産債権査定申立てについての決定を主文第1項のとおり変更するのが相当である。

よって，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第23部

裁 判 官 尾 島 明

これは正本である。

平成 22年 9月 27日

東京地方裁判所民事第 23 部

裁判所書記官 朝 日 順 子

